



記者発表資料
2025年（令和7年）12月26日

藤沢記者クラブ各位

「林野火災注意報・警報」の運用を開始します

令和7年2月に発生した大船渡市における大規模な林野火災を受け、山林や原野などにおける火災の予防を目的として、火災予防条例に「林野火災注意報・警報」の発令に関する規定を新設しました。

これにより1月から5月までの間において、本市の降水量が少なく、乾燥注意報等が発表されるなどしたときは、「林野火災注意報」又は「林野火災警報」を発令します。また、発令中はあらかじめ指定した区域において、火の使用について制限がかかることがあります。

1 施行日

2026年1月1日

2 指定する期間・区域及び周知方法

- (1) 期間 1月から5月までの間
- (2) 区域 別紙参照
- (3) 周知方法 ホームページ、SNS、必要に応じて消防車両での巡回広報を実施

3 「林野火災注意報」の発令時に火の使用の制限に努める行為（努力義務）

- (1) 火入れをしないこと
- (2) 煙火（花火）を消費しないこと
- (3) 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 喫煙をしないこと
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む）、取灰又は火粉を始末すること

※「林野火災警報」の発令時には、上記各行為の火の使用が制限され、警報発令中に違反した場合は罰則を受けることがあります。

以上

【この資料に関する問い合わせ先】



藤沢市役所 消防局予防課
内線：8121
担当：秋葉・原
直通：0466(50)8249